

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成18年度 上半期分

平成18年7月31日

構造改革特別区域推進本部

評価委員会

1. はじめに

構造改革特区制度は、平成14年に構造改革を推し進める上での切り札として導入されたものである。特区制度の下で、これまで878件の特区が全国各地に誕生し、地域や民間の方々の意欲と創意工夫による構造改革が進んでいる。こうした特区制度を含めた構造改革の飛躍的進展によって、日本経済は回復へと転じ、今や力強さが現れてきている。しかしながら、日本経済に明るい日差しがある今だからこそ、やがて我が国が直面する人口減少や少子高齢化の本格化に備え、持続的かつ安定した成長が可能な社会を構築するため、構造改革の手綱を緩めてはならない。このような中で、特区制度は見直しの時期を迎えており、先般政府がまとめた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では「特区制度の見直しの中で、規制改革を一層推進するとともに、地域の創意工夫を高める取組を強化し、次期通常国会に改正法案を提出する」とされたところである。また、地域や民間の方々からも、特区制度は規制改革と地域の活性化の有効な手段として引き続き大きな期待を寄せられており、評価委員会としても過去3年近くにわたる評価の経験の中で蓄積された知見・ノウハウを基に、特区制度の一層の推進のために協力してまいりたい。

特区制度において、構造改革を推し進めるためには、特区で得られた成果を全国へと円滑に波及できるかが鍵となるが、この鍵を開けるのが評価委員会の役割である。評価委員会はこれまで評価を行った78件の特例措置のうち約8割に当たる64件について全国展開を実現し、この役割を全うしてきたと自負している。全国展開を実現した特例措置には、農地リース方式による株式会社等の農業参入を可能とするもの、教育におけるカリキュラム編成を弾力化するもの、など経済的社会的意義が大きいものも多く含まれている。全国展開が実現した特例措置としては、この他、評価委員会の評価を経ず、規制所管省庁が自ら全国展開を行うことを決めたものが48件あるが、これは、評価委員会が評価を積み重ねることで、規制所管省庁の側にも改革意識が醸成されてきたことの現れであると考えられる。なお、規制所管省庁が自ら全国展開を行う場合であっても、評価委員会は全国展開の内容が十分であるか報告を受けることとしている。これらを含め合計112件もの特例措置について、全国展開が実現できたことは、特区制度が構造改革の大きな推進力としての機能を担ってきたものと評価してよいと考えている。

今次平成18年度上半期の評価では、全国展開に関する評価を行った12件の特例措置のうち5件について、特区において特段の問題が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見をまとめた。例えば、NPO法人等が地域通貨を発行する場合に資本要件（使用できる範囲が1市町村の場合1千万円）を免除する特例措置については、特段の問題は生じておらず、地域コ

コミュニティの基盤づくりのためのツールとして十分な社会的効果の発現が確認できることから、全国展開すべきとの意見とした。また、三歳になる年度当初から幼稚園への入園を認める特例措置については、これまでの規制所管省庁との議論では、三歳未満児の集団的教育への適応性について懸念が示されていたところであるが、個別のかかわりを重視した形態で受け入れることで解決されることから、今回全国展開すべきとの意見とした。本特例措置は、保育所待機児童の解消や保護者の社会参画機会の拡大、子育て支援機能の充実など全国的にも期待が大きく、全国展開の意義は大きい。

この他の7件の特例措置については、現時点では円滑な全国展開に向けて特区での検証が十分でないことから、引き続き特区における状況をみて、再度評価を行うこととした。これらのうち、例えば、一定の要件を満たす場合には、車両総重量の許可限度（バン型セミトレーラ連結車では44トンまで）を超えて、分割可能な貨物を輸送することを認める特例措置については、これまでの1つの特区における特殊なケースに限られたわずかな運行実績だけでは弊害の有無が確認できないことから、他の特区における運行状況を踏まえ、パターン化が可能なケースについて整理し、当該ケースについて再度評価を行うこととした。また、公立保育所で給食を外部から搬入することを認める特例措置については、平成17年度上半期の評価において、低年齢児、食物アレルギー、体調不良児等への対応について十分でなかったことから、昨年12月に留意事項を通知したが、改善されていないことから、改めて留意事項を分かりやすく書き下した上で通知し、取組の改善を図り、再度評価を行うこととした。

また、全国展開に関する評価とは別に、知的障害者通所更正施設において身体障害者を受け入れる特例措置について、規制所管省庁から自ら全国展開を行いたいとの申し出があった。評価委員会としても、その内容が十分であるか精査し、全国展開と認められるとの結論を出した。

このように、今次評価では、特例措置を円滑に全国展開するにはどうしたらよいかという観点から、全国展開を基本としつつも、特区における適用実績を十分に把握し、問題があれば運用の改善を求めた上で、特区での更なる検証を求めるなど、きめ細かな評価を行うことができたと考えている。

2. 平成18年度上半期の評価について

平成18年度上半期の評価において、当評価委員会は会合を重ね、評価意見の集約等の作業を行った。具体的には、実地調査等を通じて特区の現場の意見を幅広く聴取した上で、専門部会において専門的な見地からの検討を行った。それらの結果を踏まえ、評価委員会においては、さらに規制所管省庁と意見交換（ヒアリング）を行いつつ、網羅的、総合的な検討に努めてきた。

評価委員会は、こうした検討を踏まえ、構造改革特別区域基本方針及び評価委員会決定に基づき、12件の特例措置について全国展開に関する評価を行い、別紙のとおり結論を得た。概略を整理すると次のとおりである。

全国展開（5特例措置）

法改正等を含め必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用（全国展開）

平成19年度上半期に結論を出すもの（6特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、平成19年度上半期に、規制所管省庁との意見交換を踏まえ、結論を出すもの。

別途、評価委員会が適当と認める時期に結論を出すもの（1特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、要件の解釈を明確化し、特区において引き続き状況をみた上で、別途、評価委員会が適当と認める時期に、結論を出すもの。

ただし、本評価意見において定めた平成19年度以降の評価時期については、構造改革特別区域法附則第2条に基づく特区制度の見直しにおいてその変更が生じた場合には、別途定めて事務局から通知することとする。

また、構造改革特別区域基本方針及び評価委員会決定に基づき、総務省行政評価局の協力を得て、特区で実施されていない又は実施の少ない3件の特例措置について評価を行った。このうち2件の特例措置については、別紙のとおり意見を提出することとした。

規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うもの（1特例措置）

平成18年度下半期に全国展開に関し検討を行うもの（1特例措置）

なお、今回の評価においても、弊害の立証責任を有する各規制所管省庁の行う調査について、当該調査が弊害を立証するに足る十分なものとなっているか、かつ、過剰な調査となっていないかの点について、その調査計画の段階において、入念なチェックを行っている。

3. おわりに

今回の評価意見の集約において、特区での適用状況を十分に把握し、きめ細かな評価を行うことができたのは、調査作業や実地調査等にご協力いただいた地方公共団体や民間事業者の方々をはじめ、各方面からの多大なご助力によるものである。これらすべての方々に対し、心からお礼申し上げますとともに、今後なお一層の努力を重ねて参りたいと考える。

特区評価委員会の意見について(平成18年度上半期)

事業番号	規制の特例措置	省庁名	措置区分	評価意見
104	公共交通利用促進事業	警察庁	通達	平成19年度上半期
302	営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業	金融庁	省令	全国展開
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	文部科学省	法律	全国展開
811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	文部科学省	省令	平成19年度上半期
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	平成19年度上半期
829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	平成19年度上半期
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	厚生労働省	通達	全国展開
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	通知	平成19年度上半期
927	市町村による狂犬病予防員任命事業	厚生労働省	法律	全国展開
1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	農林水産省	法律	全国展開
1008	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	農林水産省	省令	別途、評価委員会が 適当と認める時期
1205 (1214)	重量物輸送効率化事業	国土交通省	通達	平成19年度上半期
822	公私協力学校設置事業	文部科学省	法律	関連する規制について 評価
1142	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	経済産業省	省令	平成18年度下半期 に全国展開に関し検討

(注) 評価意見の欄

全国展開:法改正等を含め必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用するもの。

平成19年度上半期:今回は判断のための意見を提出しないものの、平成19年度上半期に結論を出すもの。

別途、評価委員会が適当と認める時期:今回は判断のための意見を提出しないものの、特区において引き続き状況をみた上で、別途、評価委員会が適当と認める時期に、結論を出すもの。

関連する規制について評価:規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うもの。

平成18年度下半期に全国展開に関し検討:平成18年度下半期に全国展開に関し検討を行うもの。

評価意見

別表1の番号	104
特定事業の名称	公共交通利用促進事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。
評価	その他(平成19年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁によれば、いずれの特区でも公共交通機関等の利用促進のための計画の策定に至っておらず、現段階では弊害の発生の有無は判断することはできないとのことである。このため、規制所管省庁は、公共交通機関等の利用促進のための計画の策定状況を踏まえ、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	302
特定事業の名称	営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証票の規制等に関する法律の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>規制所管省庁によれば、「地域通貨が市町村を超える範囲で発行された場合については、事例が存在しないことから、全国展開により発生する弊害の有無について検証できない」とのことであるが、本特例措置は、地域コミュニティの基盤づくりのためのツールとして活用されており、十分な社会的効果の発現が確認できることから、全国展開を行うことが適当である。</p>
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

別表1の番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>規制所管省庁によれば、「2歳児の幼稚園生活への不適合、園全体の教育環境の悪化、教員の負担増による幼稚園業務の質の低下といった課題については、さらに幼稚園の集団教育との円滑な接続等の観点から、幼稚園に対し、国として子育て支援としての2歳児の受入れに際しての、指導上の留意事項等を明示することで解決が可能と考えている。」とのことである。</p>
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	<p>幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行うこと。なお、指導上の留意事項については、新たな規制の付加とならないようにすること。</p>
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

別表1の番号	811
特定事業の名称	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、校地面積を減することができる。
評価	その他(平成19年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は、特例措置が活用されてから1年を経過したばかりであり、弊害が判断できる状況になっていないとのことであった。また、規制所管省庁は、校地面積基準も含め大学設置基準の在り方に関する検討を行い、平成19年度にかけて結論を得る予定であるとのことである。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるかを有効に検証するための調査方法について検討し評価委員会に報告を行うこと。その上で、当該調査の結果や大学設置基準全体の検討状況を踏まえつつ、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	828
特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができる。
評価	その他(平成19年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は、特例措置が活用されてから1年を経過したばかりであり、またキャンパスの中には今年度に開設されたばかりのものもあるなど当初想定していた収容定員に比し在籍する学生が少ない状況であることなどから、弊害が判断できる状況になっていないとのことであった。また、規制所管省庁は、運動場に係る要件も含め大学設置基準の在り方に関する検討を行い、平成19年度にかけて結論を得る予定であるとのことである。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるかを有効に検証するための調査方法について検討し評価委員会に報告を行うこと。その上で、当該調査の結果や大学設置基準全体の検討状況を踏まえつつ、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	829
特定事業の名称	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができる。
評価	その他(平成19年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は、特例措置が活用されてから1年を経過したばかりであり、またキャンパスの中には今年度に開設されたばかりのものもあるなど当初想定していた収容定員に比し在籍する学生が少ない状況であることなどから、弊害が判断できる状況になっていないとのことであった。また、規制所管省庁は、空地に係る要件も含め大学設置基準の在り方に関する検討を行い、平成19年度にかけて結論を得る予定であるとのことである。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるかを有効に検証するための調査方法を検討し評価委員会に報告を行うこと。その上で、当該調査の結果や大学設置基準全体の検討状況を踏まえつつ、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	906
特定事業の名称	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	知的障害者及び障害児が、指定通所介護事業所を、障害児が障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

別表1の番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。
評価	その他(平成19年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、 低年齢児、食物アレルギーや体調不良児等への対応について、弊害が生じているといわざるを得ない 特例措置の要件のうち ・搬入元との委託内容に係る契約書を締結している自治体が1市町村のみであった、 ・給食が栄養基準を満たしているかの確認を行っていない自治体や、調理業務の衛生的取扱いについて市町村や施設が確認を行っていない自治体が一定割合存在した 等、昨年12月に取組状況の改善に係る留意事項を通知しても状況がほとんど改善していなかったことから、当該規制の特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。 全国展開については、 特区の実施要件等を定めた通知では、文中で通知を引用している部分があることなど、自治体担当者からは内容が分かりにくかった可能性があり、これらを再度書き下すこと また、委託者と受託者の間では契約書の締結がどうしても難しい場合には、「覚書」等の代替手段により「実効」を確保すべきであることを示すこと など、再度、要件、留意事項などを分かりやすくした通知を発出し、改めて当該特例事業に係る取組の改善を促した上で、判断すべきものと考えとのことである。 また、認定こども園制度においては、特区制度とは異なり個別の認定によって、公立保育所であるか否かを問わず、給食の外部搬入が認められる場合があるが、このような事例の積み重ねも、外部搬入の円滑な実施に必要なノウハウ等の明確化に資するとのことであった。 これらを踏まえ、規制所管省庁は、本特例措置を活用している自治体に対し通知を行い、早期に、かつ、確実に取組の改善が図れるよう措置すること。その上で、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	
全国展開の実施時期	

評価意見

	別表1の番号	927
	特定事業の名称	市町村による狂犬病予防員任命事業
	措置区分	法律
	特区における規制の特例措置の内容	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留事務等を市町村が行うことを可能とする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	速やかに措置 規制所管省庁によれば、「この特例措置を要請する市町村が見込まれない中で、直ちに、また、本件のみで単独に法律を改正することは難しいが、今後、関連する法改正の時期をとらえて全国展開を行うこととする」とのことである。

評価意見

	別表1の番号	1007
	特定事業の名称	特定漁港施設運営高度化推進事業
	措置区分	法律
	特区における規制の特例措置の内容	漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行の規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	遅くとも平成19年度中に措置 規制所管省庁によれば、全国の漁港管理者を対象に調査を行い、遅くとも今年度中に調査結果をとりまとめることとしており、この調査結果を踏まえ、法改正に必要な整理を行うため。

評価意見

別表1の番号	1008
特定事業の名称	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	環境への悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物について、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととする。
評価	その他(別途、評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	本事業における唯一の実施事業者は、飼育した昆虫を無償で譲与するという要件を厳格に理解し実施してきたことから、事業継続が困難になっている。このため、本事業における要件の解釈の明確化を図り、特区により継続して状況を確認することが適当である。 なお、規制所管省庁によれば、現在の事業要件と同程度以上の水準が維持されれば、全国展開により発生する弊害は特に無いとのこと。
今後の対応方針	本事業が円滑かつ継続的に実施されるよう、要件の解釈の明確化を図り、既存事業の運営状況等について、事務局は平成19年度上半期の評価時期に評価委員会へ報告を行うこと。また、本特例措置の全国展開に関する評価は、別途評価委員会が適当と認める時期に行うものとする。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	1205(1214)
特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。
評価	その他(平成19年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、これまで、1つの特区における、特殊なケース(一般人等の通行が少ない地区での、2つまとめて積むことで車両総重量の許可限度を超えるコイルを輸送するもの)に限られた、平成16～17年度の間合計7日間57回のみ、運行実績がなく、現段階では、本特例措置で認められる、分割可能な貨物の重量物輸送として想定される多種多様なケース(車両の種類、貨物の種類、積載の方法、固縛の方法、車両分布加重の変化等)について、安全面、環境面における弊害の有無を確認できない状況である、とのことである。</p> <p>このため、規制所管省庁は、今後、他の特区における運行状況を踏まえ、まずパターン化が可能なケースを整理し、当該ケースに係る弊害の有無について調査を行うこと。その上で、当該ケースについて、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	822
特定事業の名称	公私協力学校設置事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人(協力学校法人)を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続きのうち、資産要件の審査については所轄庁による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことをもってこれに代える。
評価	その他(規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行う。)
の評価の判断の理由等	-
今後の対応方針	今回の総務省行政評価局の報告によると、本特例措置に係る特区認定がない原因・理由として、 国から私学助成が受けられないため、当該学校の運営経費に対する財政負担が過大であること、 公私協力学校の設置・運営を行う者は公募により求めることとされているため、あらかじめ特定の者を選定することができないこと等、 が挙げられている。 全国で多くの学校が統廃合され、NPO等が他の特例措置(820校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業)を活用して事業を行っている例も見られる中で、事業の選択肢の一つとして本特例の活用もありうるものである。このため、より多様な教育機会を提供する観点からは、教育現場のニーズと地方公共団体の状況に適切に対応できるよう、今後とも、新たな事業の検討状況を検証していく必要がある。このため、今後、本特例措置の全国展開に関する評価時期に上記の総務省行政評価局からの指摘事項についても併せて評価すること。

評価意見

別表1の番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	研究を目的として設置される一定の要件を満たす温泉熱利用発電設備について、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規定に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、電気事業法等に基づく工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とする。
評価	その他(平成18年度下半期に全国展開に関し検討を行う。)
の評価の判断の理由等	-
今後の対応方針	平成17年度下半期の評価意見において、1123研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業について、「…平成18年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。全国展開に当たっては、海水温度差発電のみならず、他の温度差発電についても、同様に規制緩和できないか、検討を行うこと。」とされたところであり、規制所管省庁は、本規制の特例措置についても、平成18年度下半期に全国展開に関し検討を行うこと。